

## 平成30年米子市議会7月定例会議案

平成30年7月13日

議案番号	案 件	主 管 課	説 明
57	専決処分について（米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について）	市民税 固定資産税	<p>処分年月日 平成30年4月17日</p> <p>〔改正理由〕</p> <p>地方税法の一部改正によるもの</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <p>1 法人市民税関係</p> <p>国内に本店、主たる事務所等を有する法人（以下「内国法人」という。）が合算課税の適用を受ける場合には、外国関係会社に対して課された我が国の所得税等、地方法人税及び法人住民税の控除対象相当額が、その内国法人の法人税及び地方法人税の額を超えるときは、当該超える金額を、法人市民税の額から控除することとした。</p> <p>2 固定資産税関係</p> <p>(1) 平成30年度評価替えに際し、土地に係る固定資産税及び特別土地保有税の負担調整措置の適用期間を3年間延長した。</p> <p>(2) バリアフリー改修工事が行われた劇場、音楽堂等の実演芸術の公演の用に供する施設に係る固定資産税の減額措置が創設されたことに伴い条例で定めるとされた、当該措置の適用を受けようとする者がしなければならない申告書の提出の期限等について定めることとした。</p>
58	専決処分について（平成30年度米子市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（補正第1回））	財 政	<p>処分年月日 平成30年5月31日</p> <p>明細別紙</p>
59	専決処分について（平成30年度米子市駐車場事業特別会計補正予算（補正第1回））	財 政	<p>処分年月日 平成30年5月31日</p> <p>明細別紙</p>

60	米子市特別医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	生活年金	<p>高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、国民健康保険の住所地特例の適用を受けていた者に係る後期高齢者医療の被保険者の資格の取得に関する規定が整備されたことに伴い、特別医療費の助成の対象となる医療費受給者の範囲について、所要の整備を行おうとするもの</p> <p>[改正内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市内に住所を有する者のうち、住所地特例により県外の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされていた者が後期高齢者医療に加入し、当該市町村が加入する後期高齢者医療広域連合の被保険者となった場合には、その者を本市の特別医療費の助成の対象となる医療費受給者としなないこととする。</li> <li>2 住所地特例により本市が行う国民健康保険の被保険者とされていた者が後期高齢者医療に加入し、鳥取県後期高齢者医療広域連合の被保険者となった場合には、その者を本市の特別医療費の助成の対象となる医療費受給者としてすることとする。</li> </ol> <p>※住所地特例          社会保障制度において、被保険者が住所地以外の市区町村の病院等に入院等をするために当該病院等が所在する市区町村に住所を変更した場合に、当該変更前の住所地の市区町村が引き続き保険者となる制度</p>
61	米子市市税条例等の一部を改正する条例の制定について	市民税 固定資産税	<p>地方税法の一部改正により、市民税に係る控除の見直し、たばこ税の税率の引上げ、中小企業者が生産性向上特別措置法による計画に基づき取得した設備に係る固定資産税の特例措置の創設等が行われたことに伴い、所要の整備を行おうとするもの</p> <p>[主な改正内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民税関係             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 大法人（資本金の額が1億円を超える法人等）は、当該法人の市民税について</li> </ol> </li> </ol>

は、電子申告により行わなければならないこととする。(平成32年4月1日施行)

- (2) 障がい者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件を引き上げることとする。(平成33年1月1日施行)

前年の合計所得金額

125万円まで → 135万円まで

- (3) 均等割及び所得割の非課税限度額を10万円引き上げることとする。(平成33年1月1日施行)

- (4) 前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者について、基礎控除額を控除するとともに、調整控除を行うこととする。(従前は、所得要件なし。)(平成33年1月1日施行)

## 2 たばこ税関係

- (1) 加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算の方法について、「重量」と「価格」を紙巻たばこに換算する方式とすることとし、5年間で段階的に移行することとする。

- (2) たばこ税の税率を次のとおり変更することとする。

1,000本につき5,262円→5,692円

(平成30年10月1日施行)

1,000本につき5,692円→6,122円

(平成32年10月1日施行)

1,000本につき6,122円→6,552円

(平成33年10月1日施行)

## 3 固定資産税関係

- (1) 公害防止施設のうち、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に新たに取得したものに対して課する固定資産税の課税標準を、次のア又はイに掲げる公害防止施設の区分に応じ、当該公害防止施設の設備に係る課税標準となるべき価格にそれぞれア又はイに定める割合を乗じて得た額とすることとする。

ア 水質汚濁防止施設・大気汚染防止施設 2分の1

イ 公共下水道除害施設 4分の3

(2) 再生可能エネルギー発電設備のうち、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に新たに取得したものに対して課する固定資産税の課税標準を、当該取得後3年度分の固定資産税に限り、次のアからコまでに掲げるエネルギー源及び規模の区分に応じ、当該再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準となるべき価格にそれぞれアからコまでに定める割合を乗じて得た額とすることとする。

ア 太陽光 (1,000kw未満) 3分の2

イ 風力 (20kw以上) 3分の2

ウ 水力 (5,000kw以上) 3分の2

エ 地熱 (1,000kw未満) 3分の2

オ バイオマス (1万kw以上2万kw未満)  
3分の2

カ 太陽光 (1,000kw以上) 4分の3

キ 風力 (20kw未満) 4分の3

ク 水力 (5,000kw未満) 2分の1

ケ 地熱 (1,000kw以上) 2分の1

コ バイオマス (1万kw未満)

2分の1

(3) 中小企業者が認定先端設備等導入計画に従い取得した設備のうち、生産性向上特別措置法の施行の日から平成33年3月31日までの間に新たに取得したものに対して課する固定資産税の課税標準を、当該取得後3年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る課税標準となるべき価格に零を乗じて得た額とすることとする。

6 2	米子市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	長寿社会	<p>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正により、指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の事業に関する基準を市町村の条例で定めることとされたことに伴い、その基準として必要な事項を定めようとするもの</p> <p>〔主な制定内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定居宅介護支援事業者として市長の指定を受けることができる者の要件を「法人（その役員等に暴力団員があるものを除く。）」とすることとする。</li> <li>2 指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の事業に関し、次に掲げる事項を定めることとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 基本方針</li> <li>(2) 配置する従業者の員数及び管理者の配置に関する基準</li> <li>(3) 運営に関する基準</li> </ol> </li> </ol>
6 3	米子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	長寿社会	<p>地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の一部改正等により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等が一部改正されたことに伴い、所要の整備を行おうとするもの</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関し、同一敷地内にある施設等の職員をオペレーターとして充てることができる時間帯について、「午後6時から翌日の午前8時までの間」に限らないこととする。</li> <li>2 地域密着型通所介護に関し、新たに共生型地域密着型通所介護に関する基準を定めることとする。</li> <li>3 認知症対応型共同生活介護等を行う指定事業者は、身体的拘束等の適正化を図る</li> </ol>

			<p>ための措置を講じなければならないこととする。</p> <p>4 看護小規模多機能型居宅介護に関し、新たにサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に関する基準を定めることとする。</p> <p>5 介護医療院が施設系サービスに追加されたことに伴う所要の整備を行うこととする。</p>
6 4	米子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	子育て支援	<p>国が定める放課後児童健全育成事業の運営に関する基準の一部改正により、放課後児童支援員の資格要件について見直しが行われたことに伴い、本市において設置される放課後児童健全育成事業所に置く放課後児童支援員の資格要件を変更しようとするもの</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <p>放課後児童支援員の基礎資格に「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」を加えることとする。</p>
6 5	米子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	子育て支援	<p>国が定める家庭的保育事業等の運営に関する基準の一部改正により、保育所等との連携及び食事の提供に関する基準について見直しが行われたことに伴い、本市において実施される家庭的保育事業等における保育所等との連携及び食事の提供に関する基準を変更しようとするもの</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <p>1 家庭的保育事業者等の代替保育に関し、一定の要件を満たすときは、保育所等以外の所定の事業者を確保することをもって、代替保育に係る連携施設の確保に代えることができることとする。</p> <p>2 家庭的保育者の居宅において保育を提供する家庭的保育事業者にあつては、保育所等から調理業務を受託している事業者のうち、市が適当と認めるものが調理した食事</p>

			を搬入する方法により、食事の提供を行うことができることとする。																																																
66	平成30年度米子市一般会計補正予算（補正第1回）	財政	明細別紙																																																
報告3	平成29年度米子市繰越明許費繰越計算書について	財政	平成29年度の事業費を翌年度に繰り越して使用することについて報告しようとするもの  <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>翌年度繰越額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所整備事業費</td> <td>36,968,000円</td> </tr> <tr> <td>県営土地改良事業負担金</td> <td>2,250,000円</td> </tr> <tr> <td>漁業経営開始円滑化事業費</td> <td>16,667,000円</td> </tr> <tr> <td>水産物供給基盤機能保全事業費</td> <td>34,902,000円</td> </tr> <tr> <td>県営急傾斜地崩壊対策事業負担金</td> <td>11,000,000円</td> </tr> <tr> <td>単県斜面崩壊復旧事業費</td> <td>7,419,720円</td> </tr> <tr> <td>道路維持補修事業費（土木課）</td> <td>108,000,000円</td> </tr> <tr> <td>橋りょう補修事業費</td> <td>12,843,200円</td> </tr> <tr> <td>道路新設改良事業費</td> <td>13,658,397円</td> </tr> <tr> <td>市道安倍三柳線改良事業費</td> <td>64,000,000円</td> </tr> <tr> <td>和田浜工業団地内市道改良事業費</td> <td>9,862,560円</td> </tr> <tr> <td>市道上和田東22号線改良舗装事業費</td> <td>22,153,065円</td> </tr> <tr> <td>排水路維持補修事業費（土木課）</td> <td>7,500,000円</td> </tr> <tr> <td>準用河川改修事業費</td> <td>245,410,000円</td> </tr> <tr> <td>県営街路事業負担金</td> <td>32,500,000円</td> </tr> <tr> <td>都市公園急傾斜地崩壊対策事業費</td> <td>14,500,000円</td> </tr> <tr> <td>小学校長寿命化改修事業費</td> <td>864,016,000円</td> </tr> <tr> <td>小学校特別教室等空調設備改修事業費</td> <td>70,475,000円</td> </tr> <tr> <td>加茂中学校空調設備整備事業費</td> <td>67,710,000円</td> </tr> <tr> <td>加茂公民館整備事業費</td> <td>36,157,840円</td> </tr> <tr> <td>管渠等新設費</td> <td>156,971,000円</td> </tr> <tr> <td>管渠等改築費</td> <td>20,000,000円</td> </tr> <tr> <td>工業団地整備事業費</td> <td>375,818,000円</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	翌年度繰越額	小規模多機能型居宅介護事業所整備事業費	36,968,000円	県営土地改良事業負担金	2,250,000円	漁業経営開始円滑化事業費	16,667,000円	水産物供給基盤機能保全事業費	34,902,000円	県営急傾斜地崩壊対策事業負担金	11,000,000円	単県斜面崩壊復旧事業費	7,419,720円	道路維持補修事業費（土木課）	108,000,000円	橋りょう補修事業費	12,843,200円	道路新設改良事業費	13,658,397円	市道安倍三柳線改良事業費	64,000,000円	和田浜工業団地内市道改良事業費	9,862,560円	市道上和田東22号線改良舗装事業費	22,153,065円	排水路維持補修事業費（土木課）	7,500,000円	準用河川改修事業費	245,410,000円	県営街路事業負担金	32,500,000円	都市公園急傾斜地崩壊対策事業費	14,500,000円	小学校長寿命化改修事業費	864,016,000円	小学校特別教室等空調設備改修事業費	70,475,000円	加茂中学校空調設備整備事業費	67,710,000円	加茂公民館整備事業費	36,157,840円	管渠等新設費	156,971,000円	管渠等改築費	20,000,000円	工業団地整備事業費	375,818,000円
事業名	翌年度繰越額																																																		
小規模多機能型居宅介護事業所整備事業費	36,968,000円																																																		
県営土地改良事業負担金	2,250,000円																																																		
漁業経営開始円滑化事業費	16,667,000円																																																		
水産物供給基盤機能保全事業費	34,902,000円																																																		
県営急傾斜地崩壊対策事業負担金	11,000,000円																																																		
単県斜面崩壊復旧事業費	7,419,720円																																																		
道路維持補修事業費（土木課）	108,000,000円																																																		
橋りょう補修事業費	12,843,200円																																																		
道路新設改良事業費	13,658,397円																																																		
市道安倍三柳線改良事業費	64,000,000円																																																		
和田浜工業団地内市道改良事業費	9,862,560円																																																		
市道上和田東22号線改良舗装事業費	22,153,065円																																																		
排水路維持補修事業費（土木課）	7,500,000円																																																		
準用河川改修事業費	245,410,000円																																																		
県営街路事業負担金	32,500,000円																																																		
都市公園急傾斜地崩壊対策事業費	14,500,000円																																																		
小学校長寿命化改修事業費	864,016,000円																																																		
小学校特別教室等空調設備改修事業費	70,475,000円																																																		
加茂中学校空調設備整備事業費	67,710,000円																																																		
加茂公民館整備事業費	36,157,840円																																																		
管渠等新設費	156,971,000円																																																		
管渠等改築費	20,000,000円																																																		
工業団地整備事業費	375,818,000円																																																		

報告 4	法人の経営状況について	財 政	一般財団法人米子市開発公社ほか3法人の平成29年度の経営状況について報告しようとするもの
報告 5	議会の委任による専決処分について（法律等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について）	調 査	<p>法律、政令及び省令の一部改正に伴い、本市の条例において引用する当該法律、政令及び省令の条項の番号の改正を行ったもの</p> <p>処分年月日 平成30年3月23日</p> <p>改正内容</p> <p>次に掲げる条例について、所要の整理を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 米子市特別医療費の助成に関する条例</li> <li>(2) 米子境港都市計画娯楽・レクリエーション地区内における建築物の制限等に関する条例</li> <li>(3) 米子市営住宅条例</li> <li>(4) 米子市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例</li> <li>(5) 米子市児童発達支援センター入所に関する条例</li> <li>(6) 米子市市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例</li> <li>(7) 米子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</li> </ol>
報告 6	議会の委任による専決処分について（工事請負契約の締結についての議決の一部変更について）	住宅政策	<p>市営河崎住宅47R 1棟長寿命化改善建築主体工事に係る工事請負契約の締結についての議決（平成29年9月29日議決）の一部を変更したもの</p> <p>処分年月日 平成30年6月12日</p> <p>変更事項</p> <p>内部の壁下地に石綿板が使用されており、その処分が必要となったこと並びに内壁及び外壁のひび割れ、欠損等の箇所を増による契約金額の増</p>



			「179,496,000円」 ↓ (+4,781,160円) 「184,277,160円」
--	--	--	---

報告 7	議会の委任による専決処分について（和解について）	住宅政策	<p>市営住宅の管理に関する和解をしたもの</p> <p>処分年月日 平成30年4月24日</p> <p>事件名 平成30年（ワ）第16号建物明渡等請求事件</p> <p>係属裁判所 鳥取地方裁判所米子支部</p> <p>相手方（被告）</p> <p>和解条項の要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 原告（米子市）と被告（以下「被告」という。）との間でなした本件市営住宅に係る賃貸借契約について、原告は、被告らに対し、本件賃貸借契約を解除する旨の意思表示を撤回し、被告らは、これに同意する。</li> <li>2 原告は、被告らに対し、被告が本件賃貸借契約に基づく賃借権を有することを確認し、被告（以下「被告」という。）は、原告に対し、本件賃貸借契約に基づく被告の債務を連帯保証することを確認する。</li> <li>3 被告らが今後賃料を滞納し、その滞納額が8万3,400円に達したときは、本件賃貸借契約は何らの通知催告を要することなく当然に解除となり、被告は、原告に対し、直ちに本件市営住宅を明け渡す。</li> <li>4 被告らは、原告に対し、本件賃貸借契約に基づく滞納家賃等として40万5,400円の連帯支払義務のあることを認める。</li> </ol>
------	--------------------------	------	---

			<p>5 被告らは、原告に対し、4の金員を、本和解成立後2週間以内に支払う。</p> <p>6 被告らが5の支払いを怠ったときは、当然に期限の利益を失い、被告らは、原告に対し、既払額を控除した残額を直ちに支払う。</p> <p>7 被告らが6により期限の利益を失ったときは、本件賃貸借契約は何らの通知催告を要することなく当然に解除となり、被告は、原告に対し、直ちに本件市営住宅を明け渡す。</p> <p>8 被告らは、原告に対し、本件和解金として12万3,809円の連帯支払義務のあることを認める。</p> <p>9 被告らは、原告に対し、連帯して、本件和解金を次のとおり支払う。</p> <p>(1) 平成30年5月31日限り8,809円</p> <p>(2) 平成30年6月から平成32年4月まで毎月末日限り5,000円ずつ</p> <p>10 被告らが9の分割金の支払を怠り、その額が1万5,000円に達したときは、当然に期限の利益を失い、被告らは、原告に対し、既払額を控除した残額を直ちに支払う。</p> <p>11 被告らが10によって期限の利益を失ったときは、本件賃貸借契約は何らの通知催告を要することなく当然に解除となり、被告は、原告に対し、直ちに本件市営住宅を明け渡す。</p> <p>12 原告は、その余の請求を放棄する。</p> <p>13 原告及び被告らは、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。</p> <p>14 訴訟費用は各自の負担とする。</p>
報告 8	議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について）	教育総務	法律上、市の義務に属する教育課程外の学校教育活動に伴う事故による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したもの

			<p>処分年月日 平成30年5月25日</p> <p>市側の過失割合 10割</p> <p>損害賠償額 26万8,920円</p> <p>相手方</p> <p>事故の概要</p> <p>平成30年3月29日、米子市立湊山中学校グラウンドで行っていた同校の部活動としての野球の練習での打球が飛来し、当該打球が相手方敷地内に相手方が設置し、及び所有する建物の屋根の破風飾りに当たり、当該破風飾りを破損させたもの。人身事故なし。</p>
--	--	--	---

(追加予定議案)

	平成29年度米子市水道事業会計の決算認定について	水道局	
	平成29年度米子市水道事業会計剰余金の処分について	水道局	
	平成29年度米子市工業用水道事業会計の決算認定について	水道局	